

## 主な農業制度資金の特質一覧

区 分	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農業改良資金	農業近代化資金		農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)
			国ガイドライン資金	新規就農者等農地取得資金	
原 資	財政融資資金 財政機関債		農協系統資金等 民間資金 (利子補給)		農協系統資金等 民間資金 (協調融資)
融資機関	株式会社日本政策金融公庫		農協系統金融機関及び民間系金融機関		
貸付条件 <small>H30.4.18現在</small>	長 期 (25年以内) 低利(0.20~0.30%)	中短期 (12年以内) 無 利 子	中長期 (15年以内) 低利(0.20~0.30%)	中短期 (10年以内) 低利(0.00~0.30%)	短 期 〔1年、農業経営改善〕 計画期間中借換可 低利(1.50%)
主な対象 事業等	認定農業者が経営の改善を図るための機械・施設・長期運転に必要な資金で、一般の金融機関では融通が困難な場合に公庫が融資を行う資金	六次産業化法等の認定を受けた者が、認定計画等に基づき農業経営の生産・加工・販売への新たな取り組みを行う場合に必要な資金	農業者等の経営の近代化を図るための機械・施設・長期運転に必要な資金	認定新規就農者が農業経営を開始する際、又は認定農業者が経営を拡大する際に必要な農地取得のための資金	認定農業者が、その経営改善計画の達成に必要な短期運転資金
融 資 限 度 額	個人：3億円以内 法人：10億円以内	個人：5,000万円以内 法人：1億5千万円以内	個人：1,800万円以内 法人：2億円以内	個人：1,800万円以内 法人：3,600万円以内	個人(極度額) 一般：500万円以内 法人(極度額) 一般：2千万円以内 ※畜産・施設園芸は各4倍
融 資 率	認定農業者：100% 認定農業者以外：80%			100%	—
保 証 人	原則、物的担保又は農業信用基金協会の債務保証が基本				
担 保	無担保・無保証人での保証限度額	[認定農業者]	個人：3,600万円 法人：7,200万円	[認定農業者以外の担い手]	個人：3,000万円 法人：6,000万円